

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第二十九条関係）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の認可の申請等）</p> <p>第一条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～七（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（信用協同組合等の認可の申請等）</p> <p>第一条 信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 法第三条第一項第九号に掲げる事務所の位置の変更</p> <p>イ 理由書</p> <p>ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録</p> <p>ハ 変更後の事務所の概要並びにその周辺の地域における当該信用協同組合等の事務所の設置及び他の金融機関の進出の状況を記載した書類</p>

(削る)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一七七 略

(削る)

(削る)

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

九 法第三条第一項第十号に掲げる代理店（信用協同組合等の委任を受けて、当該信用協同組合等のために、信用協同組合等の事業の全部又は一部の代理をするものをいう。以下この号及び次項において同じ。）の設置又は廃止

イ 理由書

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

ハ 代理店を設置する場合には、代理業務を行う施設の位置その他金融庁長官が別に定める事項を記載した代理店契約書の案

ニ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があったときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一七七 略

ハ 前項第八号に掲げる事務所の変更 位置の変更前の当該事務所の組合員その他の顧客に著しい支障を及ぼさないものであること。

九 前項第九号に掲げる代理店の設置

イ 当該代理店の設置が当該申請をした信用協同組合等（以下この号において「申請信用協同組合等」という。）の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、申請信用協同組合等の自己資本の充実の状況が協同組合による金融事業

に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条

総理府

第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 令第

大蔵省

四十二号）第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第二項及び令第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等という。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

ロ 申請信用協同組合等の経営管理に係る体制等に照らし、信用協同組合等の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

ハ 当該代理店の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、組合員その他の顧客の情報の管理が適切に行われること。

ニ 当該代理店の名称中に代理業務を委任する信用協同組合等の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称をその事務所の店頭に掲示すること。

ホ 当該代理店において行う業務が、当座預金を除く預金及び定期積金の受入れ、住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付け、内国為替取引その他の信用協同組

---

合等の事業の公共性及び組合員その他の顧客の利便に照らし、必要と認められるものであること。

へ 代理店になろうとする者が個人である場合には、当該個人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 信用協同組合等の事業に関する十分な知識及び経験を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。

(2) 代理業務に専念できる者であること。

(3) 十分な財産的基礎を有していること。

ト 代理店になろうとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

(2) 代理業務を委任する信用協同組合等が発行済株式の総数等（法第四条第一項に規定する発行済株式の総数等をいう。以下同じ。）に相当する数又は額の株式等（法第四条第一項に

規定する株式等をいう。以下同じ。）を所有する法人であること。

(3) 代理業務を専ら営む法人であること。

チ 申請信用協同組合等が当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

リ 申請信用協同組合等が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、主たる事務所に備え置くこと。

(1) 代理店の名称、住所、資本の額並びに代表取締役及び常務

---

(削る)

(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)

第二条 法第三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。

一 法第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業  
イ〜ト (略)

二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号(同法第九条の九第五項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業を含む。)の規定による国民生活金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理に係る業務の種類又は方法を変更する場合

三 (略)

に従事する取締役の住所及び氏名(代理店が個人の場合には、住所及び氏名)

(2) 代理業務の種類

(3) 代理業務の開始年月日

又 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産が分別して管理されること。

十 前項第九号に掲げる代理店の廃止 当該代理店の組合員その他の顧客に係る取引が当該申請をした信用協同組合等の他の事務所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該代理店の組合員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

(業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合)

第二条 法第三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。

一 法第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業  
イ〜ト (略)

(新設)

二 (略)

四 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項

(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の五第三項で準用する場合を含む。)、第三条の四第五項、第三条の六第三項、第三条の八第七項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(の規定により、信用協同組合等又はその子会社(法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)(が保有する議決権(法第四条第一項に規定する議決権をいう。第六条の七及び第十二条の三を除き、以下同じ。)(に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権とする。

- 一 証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)(が業務として所有する株式又は持分
- 二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)(第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなった日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。)

(新設)

(信用協同組合等又はその子会社が所有する株式等に含めない株式等)

第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の五第三項で準用する場合を含む。)、第三条の四第五項、第三条の六第三項、第三条の八第七項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(の規定により、信用協同組合等又はその子会社(法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)(が所有する株式等に含まないものとされる内閣府令で定める株式等は、証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)(が業務として所有する株式等及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)(第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等(有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなった日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)(とする。

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号及び第六条の七第三項第四号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

四 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受けた株式又は持分

2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の規定により当該信用協同組合等の子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3 信用協同組合等は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない

2 法第四条第二項の規定により、信託財産である株式等で、当該信用協同組合等及びその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条の規定により当該信用協同組合等の子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

（新設）

らな。

4| 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした信用協同組合等が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第三条の二 法第四条の二第一項第一号イ又は法第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一〇七 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(第五条の九の三及び第九条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)

一八〇二十六 (略)

2 法第四条の二第一項第一号ロ又は法第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合に

(新設)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第三条の二 法第四条の二第一項第一号イ又は法第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。)とする。

一〇七 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

一八〇二十六 (略)

2 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあ



あつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「利用者」という。)(に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供者に当該金額を交付する業務

九の二 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

十 (略)

十一 機械類その他の物品又は物件(以下この号において「リース

つては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物(以下この号において「証券等」という。)(をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。)(に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供者に当該金額を交付する業務

(新設)

十 (略)

十一 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その

物品等」という。)を使用させる業務(金融庁長官が定める基準により主として次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて当該業務が行われる場合に限る。)

イ リース物品等を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。))以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律第三條第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

他の物品(以下この号において「リース物品」という。))を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間(以下この号において「使用期間」という。)(の開始の日(以下この号において「使用開始日」という。))以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法(明治十九年法律第八十九号)第六百六十七條に規定する組合契約、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律第三條第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三丁三十六 (略)

3~5 (略)

6 法第四条の四第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第六号に規定する持株会社とする。

7 法第四条の四第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第六号に規定する持株会社とする。

8 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第二項第一号から第十八号の二までに掲げる業務

二 第二項第三十五号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第一号に掲げる業務を除く。）

三 第二項第三十六号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三条の三 法第四条の二第二項（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

十三丁三十六 (略)

3~5 (略)

6 法第四条の四第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第七号に規定する持株会社とする。

7 法第四条の四第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第七号に規定する持株会社とする。

（新設）

（法第四条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第三条の三 法第四条の二第二項（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
  - 二 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得
  - 三 信用協同組合等又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）
  - 四 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。）
  - 五 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割
  - 六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は単元の株式の数の変更
  - 七 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得
- 2 (略)
- (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)
- 第三条の四 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下こ

- 一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
  - 二 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
  - 三 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少
  - 四 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得
- (新設)
- (新設)
- 2 (略)
- (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)
- 第三条の四 信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。以下こ

の条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(法第六条第二項及びひ令第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。)

〔第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第十六条第一項において同じ。〕に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の議決権を合算してその基準議決権数(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準議決権数、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記

の条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該信用協同組合等及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第十六条第一項において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該信用協同組合等又はその子会社が国内の会社(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する国内の会社、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。)の株式等を合算してその基準株式数(当該信用協同組合等が信用協同組合である場合にあつては、法第四条の三第一項に規定する基準株式数等、当該信用協同組合等が信用協同組合連合会である場合にあつては、法第四条の五第一項に規定する基準株式数等をいう。以下同じ。)を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記

載した書類

六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合等（以下この項において「申請信用協同組合等」という。）の出資の総額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 六 (略)

3 前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4 (略)

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第三条の五 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式又

載した書類

六 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした信用協同組合等（以下この項において「申請信用協同組合等」という。）の出資の総額が当該申請に係る認可対象会社の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

二 六 (略)

3 前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書の規定による認可について準用する。

4 (略)

5 法第四条第二項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第三条の五 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 信用協同組合等又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得

二 信用協同組合等又はその子会社の代物弁済の受領による株式等

は持分の取得

三 信用協同組合等又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該信用協同組合等又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 信用協同組合等又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該信用協同組合等又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 信用協同組合等又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該信用協同組合等又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

七 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は単元の株式の数の変更

八 信用協同組合等又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 第三条の八第四項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に

の取得

三 信用協同組合等又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（当該信用協同組合等又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式等の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

（新設）

（新設）

（新設）

五 信用協同組合等又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十條第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

六 第三条の八第四項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に

規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式又は持分の所有

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第三条の六 信用協同組合等は、法第四条の三第二項（法第四条の五第三項で準用する場合を含む。）ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四（略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合等又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。

七 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

（基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請）

第三条の六 信用協同組合等は、法第四条の三第二項（法第四条の五第三項で準用する場合を含む。）ただし書の規定による基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四（略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした信用協同組合等又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。



3 法第四条第二項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三条の七 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(証券専門会社の業務等)

第三条の八 (略)

2 法第四条の二第一項第二号、法第四条の三第七項、法第四条の四第一項第五号又は法第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を信用協同組合等又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該株式会社の株式が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合

3 法第四条第二項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第三条の七 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

(証券専門会社の業務等)

第三条の八 (略)

2 法第四条の二第一項第三号、法第四条の三第七項、法第四条の四第一項第六号又は法第四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所(証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五 (略)

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を信用協同組合等又はその子会社(子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。)により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき(当該株式会社の株式が当該信用協同組合等又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合

においては、第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき（に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該信用協同組合等又はその子会社により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号、法第四条の三第七項、法第四条の四第一項第五号又は法第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第一号、法第四条の三第七項、法第四条の四第一項第五号又は法第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数（国内の会社の議決権の数）が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権の数）を乗じて得た議決権の数に等しい。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの

においては、第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき（に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該信用協同組合等又はその子会社により第三条の三第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号、法第四条の三第七項、法第四条の四第一項第六号又は法第四条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める会社に該当しない。法第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第三号、法第四条の三第七項、法第四条の四第一項第六号又は法第四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が所有する当該新規事業分野開拓会社の株式の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数）を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日か

間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

5 法第四条の二第一項第二号又は法第四条の四第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、第三条の二第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第四条の二第一項第三号又は法第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第三条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第四条の二第一項第一号及び第二号又は法第四条の四第一項第四号及び第五号に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一項第一号及び第三号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（四）略

7 法第四条第二項の規定は、第四項に規定する議決権について準用

ら処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式等のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式等を処分したときは、この限りでない。

5 法第四条の二第一項第三号又は法第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、第三条の二第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第四条の二第一項第四号又は法第四条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第三条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 法第四条の二第一項第一号から第三号まで又は法第四条の四第一項第四号から第六号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第四条の四第一号、第三号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（四）略

7 法第四条第二項の規定は、第四項に規定する株式等について準用

する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第五条 法第四条の二第七項(法第四条の四第五項で準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

第五條の六の二 銀行法第八条第三項に規定する信用協同組合等が代理店(信用協同組合等の委任を受けて、当該信用協同組合等のために、信用協同組合等の事業の全部又は一部の代理をするものをいう。以下同じ。)の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 当該代理店の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、当該代理店の顧客の情報の管理が適切に行われること。
- 二 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。
- 三 代理業務を委任する信用協同組合等の名称、代理店であること

を示す文字及び当該代理店の名称を店頭に掲示すること。

四 当該代理店において行つ業務が、信用協同組合である場合にあ

する。

(子会社の業務及び財産の状況の総会への報告)

第五条 法第四条の二第七項(法第四条の四第五項で準用する場合を含む。)の規定による総会への報告は、法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項の認可を受けて株式を所有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

(新設)

つては中小企業等協同組合法第九条の八第一項各号及び第二項第一号から第五号までに掲げる事業、信用協同組合連合会である場合にあつては同法第九条の九第一項第一号及び第二号並びに同条第五項の規定により行つ同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事業その他顧客の利便に照らし必要なものとして金融庁長官が定める業務であること。

五 代理店になつたとする者が個人である場合には、当該個人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 信用協同組合等の事業に関する十分な知識及び経験を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。

ロ 代理業務に専念できる者であること。

ハ 十分な財産的基礎を有していること。

六 代理店になつたとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理業務を委任する信用協同組合等が発行済株式の総数又は出資の総額を所有する法人であること。

ハ 代理業務を専ら営む法人であること。

(預金者等に対する情報の提供)

第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)

(預金者等に対する情報の提供)

第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)

に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）の金利の明示

二 丁六（略）

2 } 6（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十号又は同法第九条の九第五項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金（払戻しに付いて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）の預金証書をもって表示されるものを除く。）

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第四項第六号（同条第八項において準用

に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金又は定期積金（以下「預金等」という。）以下同じ。の金利の明示

二 丁六（略）

2 } 6（略）

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十号又は同法第九条の九第五項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十号に規定する金銭債権（国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもって表示されるものを除く。）

二 証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条第四項第六号（同条第八項において準用する

する場合を含む。( )に規定する証券又は証書を除く。( )

三・四 (略)

2・3 (略)

(預金の払出事務の委託)

第五条の九の三 信用協同組合等は、現金自動支払機等による預金に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための的確な措置及び顧客が当該信用協同組合等と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない<sup>1</sup>

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第六条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第六条の六までにおいて同じ。)の額(第六条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜四 (略)

場合を含む。( )に規定する証券又は証書を除く。( )

三・四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第六条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第六条の六までにおいて同じ。)の額(第六条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一〜四 (略)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額（中小企業総合事業団により当該保証に保険の付され  
てゐるものの額のうち当該保険金相当額に限る。）

六 (略)

七 (略)

2・3 (略)

(信用協同組合等の特定関係者)

第六条の七 (略)

2 (略)

(削る)

(新設)

五 (略)

六 (略)

2・3 (略)

(信用協同組合等の特定関係者)

第六条の七 (略)

2 (略)

3 前二項各号に規定する議決権には、信用協同組合等又は法人等が  
金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等  
(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使につい  
て当該信用協同組合等又は法人等に指図を行うことができるものに  
限る。)に係る議決権、証券会社が業務として所有している株式等  
に係る議決権及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法  
律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限  
責任組合員となり、組合財産として所有している株式等(有限責任  
組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使につい  
て有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組  
合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有すること  
となつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。)(  
に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該



3| (略)

( 休日の承認の申請等 )

第七条 (略)

2 (略)

( 削る )

( 削る )

( 臨時休業の届出等 )

信用協同組合等又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの。投資信託及び投資法人に関する法律第二十二条の規定により当該法人等が同法第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。( )に係る議決権を含むものとする。

4| (略)

( 休日の承認の申請等 )

第七条 (略)

2 (略)

3| 当座預金に係る事業を行わない事務所において、令第四条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日(次項において「指定休日」という。)(以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第一号第一項の規定による認可の申請があったときは、金融庁長官等は、第一号第二項に規定する審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4| 信用協同組合等が、前項に規定する申請書に基づき法第三条第一項の規定による認可を受けたときは、前項に規定する事務所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第四条第二項第一号の承認を受けたものとみなす。

( 臨時休業の届出等 )

第九条（略）

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 銀行法第十五条第一項に規定する信用協同組合等の休日に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等又はその代理店の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 信用協同組合等又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信用協同組合等又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 前項第二号に該当する場合

三 休業期間が業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

（業務報告書）

第十二条（略）

第九条（略）

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 銀行法第十五条第一項に規定する信用協同組合等の休日に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等又はその代理店の事務所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合（当該休止の期間が三事業日以上にわたる場合を除く。）

三 信用協同組合等又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合及び当該休止の期間が二事業日以上にわたる場合を除く。）

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める事務所又は代理店は、信用協同組合等又はその代理店の無人の事務所及び前項第二号に該当する事務所とする。

（業務報告書）

第十二条（略）

2| 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、信用協同組合にあつては、別紙様式第九号の二、信用協同組合連合会にあつては、別紙様式第十号の二により作成しなければならない。

3| 信用協同組合等は、前二項の業務報告書を事業年度終了後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官等の承認を受けて当該提出を延期することができる。

4 信用協同組合等は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合等が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第十二条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等）（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう

2| 信用協同組合等は、前項の業務報告書を事業年度終了後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官等の承認を受けて当該提出を延期することができる。

3| 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、信用協同組合にあつては、別紙様式第九号の二、信用協同組合連合会にあつては、別紙様式第十号の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

4 信用協同組合等は、第二項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合等が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第十二条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等）（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう

。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権の総株主又は総社員の議決権に占める割合

(7) 信用協同組合等の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総社員の議決権に占める割合

二・三 (略)

(届出事項)

第十六条 法第七条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 代理店(当該代理店の支店を含む。)を設置し、又は廃止しようとする場合

六～八 (略)

九 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十 (略)

十一 信用協同組合等又はその子会社が、第三条の五各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 信用協同組合等が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

(7) 信用協同組合等の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

二・三 (略)

(届出事項)

第十六条 法第七条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 (略)

五 臨時又は巡回型の施設及び無人の設備の設置、廃止又は位置の変更をした場合

六～八 (略)

九 その子会社の株式等を取得し、又は所有しようとする場合

十 (略)

十一 信用協同組合等又はその子会社が、第三条の五各号に掲げる事由により、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする場合

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四・十五 (略)

十六 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社(当該信用協同組合等の子会社及び外国の会社を除く。)又は信用協同組合等の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

十六の二～二十一 (略)

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)第一条の二第一号から第三号まで及び第五号に規定する定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第四号に規定する定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復す

十二 信用協同組合等又はその子会社が国内の子会社対象会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった場合

十三 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなった国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなった場合

十四・十五 (略)

十六 信用協同組合等又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社(当該信用協同組合等の子会社及び外国の会社を除く。)又は信用協同組合等の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

十六の二～二十一 (略)

(新設)

(新設)

る場合

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。次号において同じ。）の廃止

二 従たる事務所の名称の変更

二十四 出張所の廃止又は従たる事務所の名称の変更をした場合

2 信用協同組合等は、法第七条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 前項第五号の三に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 代理店を設置する場合には、代理業務を営む施設の位置その他の金融庁長官が別に定める事項を記載した代理店契約書の案

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書類

二 (略)

三 (略)

3 法第四条第二項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

4 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 (略)

二 第一項第六号又は第二十四号に該当するときの届出

5・6 (略)

(新設)

2 信用協同組合等は、法第七条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、同号に規定する書類）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

3 法第四条第二項の規定は、第一項第十一号及び第十三号に規定する株式等について準用する。

4 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 (略)

二 第一項第五号又は第六号に該当するときの届出

5・6 (略)

[